

熊本県消防力強化推進計画

令和4年（2022年）10月 改定
令和元年（2019年）9月 策定
熊本県

熊本県消防力強化推進計画 < 目次 >

(頁)

第一章 熊本県消防力強化推進計画について

1 計画の目的	(1)
2 計画の対象	(1)
3 その他計画に関する事項	(1)

第二章 消防力強化の推進に関する基本的な事項

1 消防力強化の必要性	(2)
2 消防力強化の基本的な考え方	(2)

第三章 市町村の消防の現況及び将来見通し

1 消防力強化にかかる平成18年以降の約10年間の振り返り	(4)
2 本県における消防の現況	(9)
3 今後の消防体制の展望	(12)

第四章 消防力強化の取組み

1 消防の広域化の推進	(16)
2 消防の連携・協力の推進	(17)

第五章 消防力強化を推進するために必要な措置に関する事項

1 消防力強化を推進するための体制の整備	(20)
2 住民及び関係者に対する情報提供、啓発等	(20)
3 各市町村への情報提供、相談対応体制の確保等	(20)
4 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等	(20)
5 消防力強化に関する調査研究	(20)

第六章 消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1 消防の体制整備の要点	(21)
2 構成市町村等間の関係	(21)
3 消防の体制の整備のために考えられる方策	(21)

第七章 市町村の消防防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1 消防団との連携の確保	(23)
2 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保	(23)
3 医療提供体制との連携の確保	(23)

巻末資料（表・図） (25)

熊本県消防力強化推進計画

第一章 熊本県消防力強化推進計画について

1. 計画の目的

熊本県消防力強化推進計画（以下「推進計画」という。）は、消防組織法（以下「法」という。）第33条第1項に定める計画として、「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（平成30年（2018年）3月30日付け消防庁告示第8号。以下「広域化指針」という。）及び「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」（平成30年（2018年）4月1日付け消防庁長官通知。以下「連携・協力指針」という。）に則り、今後の本県の消防力の充実強化に向けた必要な事項を定めます。

2. 計画の対象

推進計画では、全ての市町村（全ての消防本部）を対象とします。

3. その他計画に関する事項

推進計画を定めることにより、従前の「熊本県消防広域化推進計画」（平成20年（2008年）5月策定）は廃止します。

第二章 消防力強化の推進に関する基本的な事項

1. 消防力強化の必要性

(1) 社会環境等の変化

近年、東日本大震災や熊本地震、局地的な豪雨や大型化する台風による風水害など大規模災害が頻発しており、今後も、南海トラフや県内活断層による地震の発生の可能性も指摘されており、注意が必要です。

また、高齢化を背景とした救急需要も右肩上がりで増大を続けています。

火災については、近年、全国的には減少傾向にありますが、その中でも大規模かつ多様な火災が発生しており、火災を未然に防ぐ、若しくは拡大を防止するため強化された予防規制への対応も必要です。

そして消防は、これらの大規模災害や環境変化に的確に対応し、引き続き住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うする必要があります。

(2) 消防本部の体制

管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部では、出動体制、保有する消防車両や資機材、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさがあることなど、消防の体制としては必ずしも十分ではない状況にあります。

消防が環境の変化に対応し、その責務を果たしていくためには、今後の人口減少社会の進展に備えて、消防体制の効率化、基盤の強化などの対応を図ることが急務となっています。

2. 消防力強化の基本的な考え方

法及び広域化指針並びに連携・協力指針では、消防力の強化に関し基本的な事項が定められています。そのうち、本県において消防力の強化を進めるに当たって、特に重要な事項や留意点は次のとおりです。

(1) 消防力強化の趣旨

消防力強化は、スケールメリットを生かした常備消防¹の効率化や合理化により、現場要員の増強や専任化、施設・設備の整備や高度化を進めることで質の高い消防サービスを提供できる体制の確立を図ることを趣旨として行うものであり、住民の安全・安心の確保が後退するようなことがあってはなりません。

(2) 消防力強化の進め方

消防力強化の推進に当たっては、推進計画により取組みの方向性を整理し、県、市町村及び消防本部が主体的に検討・協議を行っていくものとします。

検討・協議においては、市町村、住民、消防関係者等の理解を得て進めていくことが肝要であり、これら関係者のコンセンサスを得ながら進める必要があります。

¹ 市町村（広域行政事務組合等を含む）が設置する消防本部及び消防署

(3) 関係機関との連携

消防力強化の対象となる常備消防には、消火、救助、救急、予防、防災などの主要な業務がありますが、例えば、消火であれば消防団、救急であれば医療機関など、日常的に、密接に関連する関係機関があります。また、大規模な災害が増加する中で、県内に限らず県外の常備消防との連携も重要となっています。

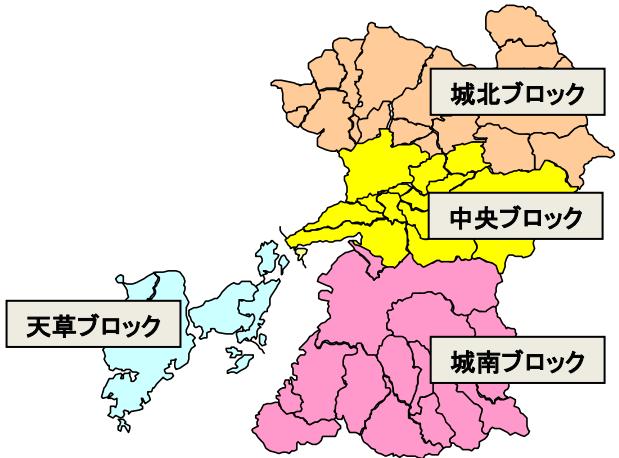
消防力強化の推進に当たっては、これら関係機関の意見も尊重し、連携を強化する方策にも留意していく必要があります。

第三章 市町村の消防の現況及び将来の見通し

1. 消防力強化にかかる平成 18 年（2006 年）以降の約 10 年間の振り返り

（1）広域化の取組状況

本県では、平成 18 年度（2006 年度）以降、消防広域化による消防力強化の実現に向けて、以下のような取組みを行ってきました。

平成 18 年 6 月	「消防組織法の一部を改正する法律」の公布・施行 ※消防の広域化を法律上明確化
平成 18 年 7 月	「広域化指針」の告示
平成 18 年 11 月～ 平成 19 年 12 月	熊本県消防広域再編検討会（13 消防本部の代表首長等が参加）の開催（3 回）
平成 20 年 2 月～5 月	熊本県消防広域化推進計画策定委員会（学識経験者、首長代表、住民代表等）の開催（3 回）
平成 20 年 5 月	これまでの検討を踏まえて「熊本県消防広域化推進計画」を策定。 <ul style="list-style-type: none">・県内の消防本部（当時 13 消防本部）を、管轄人口 30 万人を目指しに 4 ブロック（城北、中央、城南、天草）に分けて広域化を推進。・将来的には県下一消防本部体制を目指す。（以下「県一体制」という。）
平成 20 年 7 月～	天草ブロックを除く 3 ブロックで消防広域化推進協議会設置に向けた取組みを推進。 ※天草ブロック（天草広域連合消防本部のみ）は、各ブロックでの広域化実現後、将来的な県一体制に取組む際に参画する。 
平成 21 年 5 月～ 平成 25 年 6 月	市町村長等で構成する消防広域化協議会が 3 ブロックでそれぞれ設置され、消防広域化実現に向けた協議を実施。 各ブロックの概要は次のとおり。 ◆城北ブロック（有明・山鹿植木・阿蘇の 3 消防本部、菊池は協議不参加）

	<p>H23. 7. 14 設置→（6 回協議会開催）→H24. 10. 22 解散 (広域化せず)</p> <p>◆中央ブロック（熊本市・高遊原南の 2 消防本部、宇城・上益城は協議離脱）</p> <p>H21. 11. 4 設置→（10 回協議会開催）→H25. 6 関係市町村議会での「事務委託規約案」の議案可決→H26. 4. 1 広域化実現（益城町・西原村から熊本市への事務委託開始）</p> <p>◆城南ブロック（八代・人吉下球磨・上球磨・水俣芦北の 4 消防本部）</p> <p>H21. 5. 7 設置→（10 回協議会開催）→H24. 10. 23 解散 (広域化せず)</p>
平成 25 年 4 月	広域化指針の改正・告示 (広域化期限の延長：H24 年度まで→H30. 4. 1)
平成 25 年 7 月～ 平成 28 年 1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・人吉球磨地域における消防力強化策を検討。 ・人吉球磨地域消防力強化検討会設置（10 市町村、2 消防本部、県） ・2 消防本部間で「救急相互応援協定」の可能性を検討するも、応援出動によって救急体制の低下を招く可能性があり、通信体制の改修及び人員や車両の増強が必要である結果となり、協定締結に至らず。
平成 29 年 4 月	連携・協力指針の発出
平成 30 年 4 月	広域化指針の改正・告示 (広域化期限の延長：H30. 4. 1→H36. 4. 1)

※網掛け（着色）は、国の動きを示す。

（2）4 ブロックに向けた協議（～平成 24 年度（2012 年度））の振り返り

天草を除く各ブロックでは、広域化に向け市町村長等で構成する協議会を設置し協議を行ってきましたが、城北、城南ブロックでは協議会を解散し、中央ブロックでは、熊本市と高遊原南消防組合（益城町、西原村）が広域化したのみで、4 ブロックの広域化に向けた動きは終了しました。

協議終了後の実態調査では、対象となった 10 消防本部（熊本市及び天草除く）全てが消防力強化のために広域化は必要であるとの認識で一致していた一方で、組合せについては、規模の大きい県一体制・県下二消防本部体制（熊本市と熊本市以外の 2 本部体制。以下「県二体制」という。）が望ましいとする意見、当面は隣接消防本部での広域化が望ましいとする意見に分かれていました。

なお、協議の方向性や協議における課題、主な意見、当面の課題などの詳細については、以下のとおりです。

ア. 消防力強化の方向性

①住民サービスの向上及び消防体制の効率化

- 消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮
- 災害発生時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用
- 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- 救急業務や予防業務の高度化及び専門化
- 各本部に類似した施設等を整備するといった重複投資の回避による経費の節減

②消防体制の基盤の強化

- 財政規模の強化による高度な資機材の計画的な整備

イ. 検討項目

組織	<ul style="list-style-type: none">・広域化の方式（一部事務組合等、事務委託）、議会の組織・消防本部の位置、名称、組織、権限・財産及び債務の取扱い・職員の採用計画、任用、階級
財政	<ul style="list-style-type: none">・職員給与、諸手当・運営経費・経費負担方法（割合）
運用	<ul style="list-style-type: none">・勤務形態・消防署所の配置、管轄、定員配置・指揮系統の一元化・車両及び部隊運用等・消防指令センターの位置、機能、人員体制・教育、訓練、研修等
施設等	<ul style="list-style-type: none">・消防施設計画（庁舎整備計画、車両・資機材整備計画など）・通信施設、設備・電算事務システム
その他	<ul style="list-style-type: none">・市町村及び消防団との調整・防災及び国民保護担当部局（組織）との連携

ウ. 協議における課題及び主な意見

①組織関係

- ・組織統合に伴う、将来的な消防署所の再配置への懸念（身近な消防署所がなくなる不安）。
- ・組織統合による若年層の雇用の地域的な偏りや他市町村への流出の懸念。

②財政関係

- ・4ブロックの広域化では期待する財政メリットが少ない

- ・広域化後の経費負担方法として、広域化に伴う財政メリットを全消防本部が享受できる経費負担法とするか、地方交付税上の常備消防費に係る基準財政需要額割りとするかについて市町村間に隔たりがあった。
- ・各消防本部で異なる給料制度（給料表）の統一について、合意を得られなかった。

③広域化協議の進め方

- ・広域化が目的化している、協議を急ぎすぎている。
- ・市町村長、議会、住民への十分な説明がなく、広域化への理解が不足していた。

④その他

- ・広域行政による他の共同事務処理との関係（消防のみ切り離すと非効率）。

エ. 協議終了時における当面の課題等に関する意見（消防本部実態調査（H24.9～12実施））

①当面の課題

- ・人員不足（初動体制、重複事案対応）
- ・大規模災害への対応
- ・専門的知識・技術を持つ高度な人材の育成
- ・火災予防体制の強化
- ・増大する救急需要への対応
- ・高度な設備や資機材の整備

②将来的な消防広域化

- ・小規模消防本部では、現在の消防力の維持・確保さえ見通しが不透明であり、財政基盤強化、大規模災害対応、組織体制強化のため広域化が望ましい。
- ・県一体制が望ましい。隣県消防本部との県境を越えた広域化も一案。
- ・県一体制又は県二体制を目指すべき、小さな広域化は考えられない。
- ・市町村消防の枠を超えた都道府県単位での常備消防体制の構築も視野に入れる必要がある。
- ・生活圏の同じところから広域化し、最終的には県一体制を目指すべき。
- ・隣接本部での広域化ではメリットが少ない。
- ・フルスペックでの広域化ではなく、業務委託的な広域化（隣接地区の相互出場）も考えられる。

（3）4ブロックに向けた協議以降の取組み

平成25年（2013年）4月の広域化指針の改正により、管轄人口の目標である30万人に必ずしもこだわらないこと、小規模消防本部や広域化の気運が高い地域等を重点的に支援していくことが示されました。

本県においてもその方向性により、4ブロックに向けた協議終了後も、平成

25～27 年度（2013～2015 年度）の人吉球磨地域における消防力強化の検討や、全県的に消防体制強化策を検討する場の構築（結果的に未構築）などに取り組んできたところです。

しかしながら、各ブロックでの協議により、現状の枠組みを維持する一定の判断が示されてから間がない中で、改めて広域化による消防力強化の機運は盛り上がらない状況にありました。

（4）広域化した消防本部の効果

平成 26 年（2014 年）4 月 1 日から、熊本市（熊本市消防局）への事務委託により広域化を実現した益城町・西原村（旧高遊原南消防本部）における効果等については、次のとおりです。

ア. 広域化によるメリットと課題

①メリット

警防業務	<ul style="list-style-type: none">■初動部隊の増強<ul style="list-style-type: none">・火災・・・3 隊から 7 隊へ増強・救急・・・事務委託地域周辺に 2 隊の救急隊を追加・救助・・・特別高度救助隊の初動対応が可能・指揮・・・全ての災害に指揮隊を投入■現場到着時間の短縮<ul style="list-style-type: none">・全車両の中から直近出場により対応■災害対応力の強化<ul style="list-style-type: none">・相互出場体制により空白を補完（特に旧管轄境界付近での強化）・災害規模に応じた部隊の追加投入が可能■消防拠点の強化<ul style="list-style-type: none">・出張所の 24 時間体制（旧体制：救急のみ日中の対応）
予防業務	<ul style="list-style-type: none">■職員のレベルアップ<ul style="list-style-type: none">・査察業務に係る範囲が広がる・危険物規制窓口の増設■防火防災普及啓発活動の向上<ul style="list-style-type: none">・体験学習や作品展などの拡充
指令業務	<ul style="list-style-type: none">■指令時間の短縮<ul style="list-style-type: none">・指令管制システムにより 119 番通報を迅速処理■部隊投入の一括管理<ul style="list-style-type: none">・災害規模に応じた部隊への一斉指令■災害情報の迅速な提供<ul style="list-style-type: none">・災害情報を随時車両端末へ提供

組織上、人 事上、その 他のメリッ ト	<ul style="list-style-type: none"> ■警防人員の拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・本部機能統合により生じる過剰人員を警防部門へ再配分 ■コスト削減 <ul style="list-style-type: none"> ・指令管制システム等の整備・維持管理経費等を按分
------------------------------	--

②課題等

広域化に伴う課題	課題に対する対応
<ul style="list-style-type: none"> ■委託市町村の意見反映 <p>関係市町村の立場は対等でも受託側の立場がどうしても強くなりがちであることから、委託元の意見が反映されにくくなるのではないかと不安視される。</p> ■委託市町村の運営への関与 <p>地方自治体間での事務委託を行うことで、当該委託事務の範囲における事項を受託側の自治体が決定することとなり、委託側の自治体が当該委託事務へ関与しにくくなることが懸念される。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ■委託事務の管理及び執行に関する関係市町村間の協議機関を設置 <p>広域消防運営計画に基づき「益城西原地区消防運営協議会」を設置し、事務委託の適正な管理及び執行について定期的に協議を実施。</p> <p>【益城西原地区消防運営協議会】</p> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成市町村長 ・委託町村議会議長 <p>(オブザーバー)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託消防本部消防長 ・委託町村消防団長 <p>(協議内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託事務に係る消防力の整備及び維持 ・経費の負担及び予算執行並びに決算

イ. 熊本地震における益城町・西原村での広域化のメリット

- ・広域化により、益城町及び西原村に配置されている部隊以外の熊本市域の部隊を迅速に投入することによって、火災や救助事案に対して十分な人員・車両を出動させることができ、かつ、連続する災害にも円滑に対応することができた。
- ・指揮隊や水槽車など、旧高遊原南消防本部には配備のなかった部隊・車両について、熊本市消防局全体で弾力的に運用することにより、臨機応変に対応できた。
- ・益城町及び西原村からの119番通報を熊本市消防局指令センターで一括処理することにより、被害情報の集約が速やかにでき、熊本市域からの迅速な部隊投入につながった。

2. 本県における消防の現況

(1) 消防の経緯

昭和23年(1948年)3月の法の施行に伴い、本県では、熊本市消防本部が職

員 44 人で創設されて以来、昭和 26 年（1951 年）1 月に荒尾市に、昭和 27 年（1952 年）に人吉市及び水俣市に、昭和 28 年（1953 年）に八代市にそれぞれ消防本部が設置され、昭和 42 年（1967 年）4 月の宇土市及び菊池市の設置により、県内 11 市全ての常備化が完了しました。

また、町村においては、消防行政の広域化に対して、多くの自治体が参加する形で組合消防化が進み、昭和 46 年（1971 年）に本渡地区消防組合、阿蘇中部消防組合及び菊池西部地区消防組合が発足。その後、広域行政事務組合等の発足に伴い、消防の常備化が積極的に推進され、昭和 59 年（1984 年）4 月、旧飽託郡 4 町の熊本市への事務委託により全県下消防常備体制が確立されました。その後、平成 17 年（2005 年）2 月に菊池広域連合消防本部が発足しました。

平成 18 年度の法改正以降の消防広域化協議を経て、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日に益城町・西原村から熊本市への事務委託が行われたことにより、高遊原南消防本部が解散し、現在の県下 12 消防本部体制となっています。

→ 卷末資料【図 1】

（2）消防本部の現状

現在 12 の消防本部により、県内全ての市町村で常備消防の体制が整備されています。

管轄人口規模別の消防本部の数は、人口が 70 万人を超える規模の消防本部が 1 つ、20 万人未満で 10 万人以上の規模が 5 つ、そして 10 万人未満の小規模消防本部が半数の 6 つあります。

管轄面積は、最大が阿蘇広域消防本部の 1,002.33 k m²で、最小は山鹿市消防本部の 299.69 k m²となっています。

熊本市及び山鹿市は単独で消防本部を設置し、他の市町村は、一部事務組合又は広域連合の事務、若しくは事務委託により消防を行っています。

→ 卷末資料【表 1】【図 2】

（3）消防需要の動向

①火災発生件数

本県の火災発生件数を見てみると、平成 16 年（2004 年）以降、漸減の傾向を示していますが、近年、件数はほぼ横ばいで推移し、平成 20 年（2008 年）以降は毎年 600 件前後となっています。

→ 卷末資料【図 3】

火災による死者の状況（平成 29 年（2017 年）中）は、全国で 1,456 人、人口 10 万人当たり 1.1 人に対し、本県では 21 人、人口 10 万人当たり 1.2 人となっています。

②救急出動件数

救急自動車の出動件数は増加し続けており、平成 18 年（2006 年）の 70,954 件に対して、平成 29 年（2017 年）が 88,986 件となっており、件数にして

18,032 件、率で 25.4 パーセント増加しています。

特に、高齢者人口の増加とともに急病による出動件数の増加が顕著となっています。

また、救急隊の現場到着時間、病院等への収容所要時間ともに延伸傾向にあります。

→ 卷末資料【図4】【図5】

(4) 消防力の実情

ア. 消防職員の充足状況

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の県下の消防職員数は 2,349 人となっています。救急搬送をはじめとする消防需要の増大から増員されてきましたが、「消防力の整備指針」（平成 12 年 1 月 20 日付け消防庁告示第 1 号）に基づく基準と現有状況で比較すると、消防職員の充足率は、全国平均が 77% に対し本県は 72% と全国平均を 5% 近く下回っており、多くの職員が消防・救急などの各種業務を兼務して消防の需要に応えている現状にあります。

→ 卷末資料【表2】【図6】

イ. 資機材の整備状況

車両配置等を、消防力の整備指針に基づく基準と現有状況で比較すると、車両の充足状況は、消防ポンプ自動車及び救助工作車については、県全体では 90% を超えています。資機材によっては整備にかなりの経費を要する場合もあり、一部充足率が低くなっているところがあります。

救急自動車は、ほとんどの消防本部で充足率が 100% となっています。

→ 卷末資料【表2】

ウ. 救急隊員及び救急救命士の状況

平成 29 年（2017 年）4 月 1 日現在の県下の救急隊員数は、全消防職員 2,349 人のうち 1,024 人で、そのうち救急業務に従事している専任職員は 307 人、救急業務以外の業務を兼務している救急隊員は 717 人です。

また、救急隊員 1,024 人のうち、救急救命士は 425 人となっており、10 年前の約 1.6 倍と増加しています。気管挿管や薬剤投与、静脈路確保等ができる高度な技術を持った救急救命士も増えています。

→ 卷末資料【図7】

(5) 人事管理等の状況

近年、団塊の世代の退職などに伴う職員の大量採用により、消防職員の若年化が進んでいます。ベテラン職員による教育指導の機会が減少する中で、研修などにより計画的に若年層職員のスキルアップや戦力化を図っていく必要があります。しかしながら、職員数の少ない消防本部では、各種教育訓練期間中の補充要員が確保できないなどの理由により、救急救命士の養成や予防分野等の

研修・訓練機会も十分に確保しにくい状況にあります。

このことは、今後、各消防本部での一定の技能・対処スキルの維持や人材育成にも少なからず影響を与えるものと考えます。

→ 卷末資料【図8】

(6) 消防本部の財政

県内市町村の消防に係る平成29年度（2017年度）歳出決算額は299億円となっており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

市町村の決算額に占める消防費の割合は、平成18年度（2006年度）をピークに一時は下落傾向にありましたが、近年では徐々に増加に転じています（平成28年度（2016年度）、平成29年度（2017年度）は熊本地震の影響による歳出増により消防費の割合が低下）。

また、県民一人あたりの消防費は平成29年度（2017年度）で16,716円となっており、人口減少に伴い増加傾向にあります。一般的な傾向として、小規模な消防本部を構成する市町村の住民一人当たりの消防費は割高となっています。

→ 卷末資料【図9】

3. 今後の消防体制の展望

(1) 消防を取り巻く環境

ア. 災害の多様化及び大規模化等

近年の災害は、多様化及び大規模化の傾向にあります。

①地震

下表のとおり、近年、国内で最大震度7の地震が発生しています。

発生年月	都道府県等	地震名
H16. 10	新潟県	新潟県中越地震
H23. 03	東北地方	東日本大震災
H28. 04	熊本県	熊本地震（前震）
		熊本地震（本震）
H30. 09	北海道	北海道胆振東部地震

特に、東日本大震災では、地震及び津波により、常備消防や消防団にも多くの被害が発生し、消防の耐災害性や安全管理の面でも課題を残しました。

また、本県に大きな被害をもたらした熊本地震は、活断層として確認されていた布田川・日奈久断層帯で発生したものですが、当断層以外にも本県内には複数の活断層が確認されています。

さらには、太平洋沿岸の南海トラフを発生源とする大地震の発生も高確率で予測されており、本県においても、最大で震度6弱が発生すると予測されています。

②風水害

地球温暖化の影響などにより、近年、大型の台風や多くの線状降水帯²が発生し、風水害が多発しています。

県内でも、平成 11 年（1999 年）9 月には台風第 18 号に伴う高潮により 12 人の尊い命が失われています。平成 15 年（2003 年）7 月の県内集中豪雨では、水俣市で土石流災害により死者 19 人となる大惨事となりました。記憶に新しいところでは、平成 24 年（2012 年）7 月九州北部豪雨により阿蘇地域で発生した土砂崩れ等のため 25 人（うち行方不明者 2 人）が犠牲になっています。

平成 24 年（2012 年）7 月九州北部豪雨でも確認された線状降水帯については、その後も、平成 26 年（2014 年）8 月の広島市土砂災害、平成 29 年（2017 年）7 月の九州北部豪雨、平成 30 年（2018 年）7 月の西日本豪雨と、毎年のように甚大な被害をもたらしており、今後もより一層の注意が必要です。

③その他大規模・特殊災害等

火災については、平成 26 年（2014 年）7 月の宇城市小川町建物火災（焼損面積 3,230 m²）、平成 28 年（2016 年）10 月の小国町市街地火災（焼失面積 4,200 m²）が発生しており、全国的に見ても、平成 28 年（2016 年）12 月糸魚川市市街地火災（焼失面積約 40,000 m²）など大規模な火災も発生しています。また、林野火災も、毎年のように県内、全国で発生しています。

その他特殊災害として、NBC テロ³等の国民保護事案への備えや応急対応も重要なになってきています。

このように本県をはじめ全国で発生している地震や風水害、火災等の災害は、今までの経験では想定もできないほど規模も大きくなり、原因も多様化する様相を呈してきています。これらの災害に対しては、早期に多数の部隊や資機材を投入し、更に高度な資機材を活用することが必要になります。

イ. 人口減少時代への突入と高齢化率の上昇

熊本県の総人口は、平成 12 年（2000 年）の国勢調査で既に減少に転じており、平成 27 年（2015 年）の国勢調査結果では 178 万 6 千人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が行った熊本県の 30 年後（令和 27 年（2045 年））の人口予測では、総人口は 144 万人で 19.2% の減少を予測しています。

また、平成 27 年（2015 年）国勢調査結果による熊本県の老人人口（65 歳以上）は、51 万 4 千人で全体の 28.8% となっており、熊本県の高齢化率は全国平均の 26.6% に対して 6~7 年先を歩んでいます。

² 次々と発生する発達した雨雲（積乱雲）が列をなし、数時間にわたってほぼ同じ場所を通過または停滞する強い降水をともなう雨域。

³ 核（Nuclear）兵器等、生物（Biological）剤及び化学（Chemical）剤が用いられるテロ。

令和 7 年（2025 年）には、管轄人口 10 万人未満の小規模消防本部が現在の 6 本部から 8 本部になる予想です。

→ 卷末資料【図 10】【表 3】

ウ. 消防に関する市町村財政

日本の総人口は、平成 17 年（2005 年）に戦後初めて減少に転じ、既に人口減少社会が到来しています。これにより一般的に現在の各消防本部の管轄人口も減少し、消防本部の小規模化がより進むと同時に、生産年齢人口の減少を通じた財政面の制約もより厳しくなるものと考えられます。

今後、人口減少により低密度化が進展したとしても、消防活動として必要な署所等の数は大きくは変化しないものと考えられ、一定の消防費は確保する必要があります。救急搬送などの消防需要が増大する中、即応体制の確保など消防力の維持に困難が伴う可能性も高くなっています。

（2）消防力カードにおける消防本部の課題等

平成 30 年度（2018 年度）に、各消防本部で、消防力の分析等のため作成された「消防力カード⁴」における現状・課題の分析では、以下のような課題点などが示されています。

消防財政	管轄人口の減少により財政面での制約が厳しくなる可能性。
職員数	消防力を維持するために必要な職員数を確保する必要があるが、財政状況が厳しい中、人員増は難しい。
職員運用	人員不足による専門性の低下、職員の負担が増加。災害初動対応において、十分な出動隊、人員の確保ができない。
職員育成	若年化の進行により、現場経験不足等による隊員の技術の低下が懸念されるが、人員不足のため十分な資格取得や研修ができない。
救急業務	高齢化の進展による搬送件数の増加。限られた人員体制の中で、同時発生事案への対応が困難。
予防業務	専任の予防要員や防火対象物違反是正に伴う査察員の不足。
インフラ	老朽化・耐震性の不足する施設の整備、定期的な通信指令施設や車両の更新の負担が増加。
災害対応	大規模災害発生時の初動対応や長期応援派遣による管内消防力の低下に懸念。

（3）消防本部に求められる姿

消防は、社会の環境変化に的確に対応し、今後も住民の生命、身体及び財産

⁴ 市町村（消防本部）が自らの消防力を分析し今後のあり方を検討する基礎資料

を守る責務を全うする必要があります。そのためには、消防力の維持・強化が必要であり、人口減少社会の進展に備えて、消防体制の効率化、基盤の強化などにより必要な人員や資機材の整備を図ることが急務となっています。

ア. 大規模災害への対応

本県で毎年発生している風水害や土砂災害、頻発している林野火災、さらには熊本地震のような活断層型の地震など大規模な災害が発生した場合、単一の消防本部による活動では初動対応に限界があります。また、県内広域応援でも、現行の人員や体制では対応の遅延も想定されます。出動体制を充実させるため、統一的な指示や指揮体制のもと、より多くの初動出動部隊を迅速に運用できるような体制の構築が望まれます。

イ. 複雑・多様化する災害等への対応

自然災害の多発や大規模火災、特殊災害に対応するためには、はしご車や化学消防車等の高度な設備を備えた車両のほか、ドローンなどの最新の技術を取り入れる必要があり、これらの資機材を効率的に配備する必要があります。

また、IT化の進展等により、通信指令システムは、今や消防活動になくてはならないものになっていますが、情報通信技術の革新が繰り返される中で、これら施設も不断の改良や更新を進めるなど、効率的・効果的な消防運営のため、時代のニーズに対応した資機材の整備が望まれます。

ウ. 救急需要増大への対応

救急出動件数は増加の一途を辿っており、救命率の向上のためには救急搬送体制の充実はもとより、病院前救護体制の充実も必要です。そのためには、救急隊員の専業化や救急救命士の養成を推進するとともに、救急救命士が心肺停止状態の傷病者に対して気管挿管や薬剤投与を行う特定行為などの救急技術の高度化を図り、住民ニーズに応じた消防サービスの提供が望まれます。

また、救急搬送の同時発生事案では、小規模な消防署所では対応が困難な場合があり、救急出動を補完する体制や運用が望まれます。

エ. 火災予防の対応

火災予防の不断の取組や予防技術の発達により、近年、火災発生件数はほぼ横ばいとなっていますが、消防用設備等の不備による火災が全国的に発生しています。特に、近年は小規模な医療・福祉施設や簡易宿所に近い実態があつた共同住宅など、消防用設備等の不備による多数の死傷者を伴う火災も発生しています。

本県の消防設備点検報告率は、平成30年（2018年）3月31日時点で、全国15位と、比較的上位に位置していますが、様々な施設の違反を是正し、地域住民の安全・安心を守るため、専門要員や予防技術資格者の確保による予防行政の充実が望まれます。

第四章 消防力強化の取組み

1. 消防の広域化の推進

県内の総人口は既に減少局面に入っており、今後も少子化の進行により、将来人口が減少する中で、老人人口は増加していくと予測されています。このことから高齢者の増加に伴う急病による救急出場の機会が更に増加することが予想されます。

一般論としては、消防本部の規模が大きいほど災害への対応能力が強化されるほか、組織管理、財政運営等の観点からも望ましいと考えられています。県内の半数を占める小規模消防本部においては、管轄人口の減少による財政運営面の厳しさとともに、人員の確保、人材育成や教育訓練、大規模・特殊事案時の初動対応などに課題があり、今後、十分な消防力の維持・確保が困難になってくると考えられます。

十分な消防力を維持・確保するためには、消防の広域化により、行財政上の様々なスケールメリットを実現することが極めて有効であり、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化が期待されます。

今後も十分な消防力の維持・確保を図り、住民に対し将来にわたり一定のサービス水準を確保するためには、消防の広域化を消防力強化の一つの方策として、継続して推進する必要があります。

なお、具体的な広域化のメリットについては、次のようなことが考えられます。

【住民サービスの向上】

- ① 指令が一元化され、従前の管轄区域にとらわれることなく、直近の署所から出動することによる現場到着時間の短縮
- ② 災害発生時における初動体制の強化及び統一的な指揮の下での効果的な部隊運用

【消防体制の効率化】

- ③ 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強
- ④ 救急業務や予防業務の高度化及び専門化

【消防体制の基盤の強化】

- ⑤ 各本部に類似した施設等を整備するといった重複投資の回避による経費の節減及び、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備
- ⑥ 適切な人事ローテーションによる組織の活性化

(1) 目指すべき消防体制

本県消防の目指す姿として、県下全域を視野に入れた消防力を確保することや県下の消防力を結集し人員配置などを効率的に行いながら、資機材の整備充実などスケールメリットを最大限に生かして消防体制の強化を図ることが望ましいと思われます。

県下の消防本部からは、「熊本県消防広域化推進計画」の策定時及び平成 24 年度（2012 年度）までの 4 ブロックに向けた協議終了時において、県一体制を望む意向が多くありました。平成 30 年度（2018 年度）に実施した消防力カードによる現状の消防力の分析においても、変わらず県一体制を望む意向が多く示されています。

また、平成 31 年（2019 年）2 月に各市町村、消防本部に対し実施した「推進計画（方針案）」の意見照会においても、県一体制が必要であるとの意見が多く示されています。

→ 卷末資料【資料 1】

そのため、県一体制を将来の目指す姿として位置づけます。

（2）広域化対象市町村の組合せ

本県では、県一体制を目指すべき消防体制とすることから、県内全ての市町村（全ての消防本部）を、広域化対象市町村として指定し、全県一区の組合せによる広域化を目指します。

なお、県一体制以外での広域化の機運が高まった場合は、当該市町村（該当する消防本部）を広域化対象市町村の組合せとして指定し、取組みを進めます。

○人吉球磨地域 指定日：令和 4 年（2022 年）10 月 31 日

消防本部	広域化対象市町村
人吉下球磨消防本部	人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村
上球磨消防本部	多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町

（3）広域化重点地域の指定

県一体制を目指す中で、その過渡的な体制として、市町村等の自主的な取組みにより県一体制以外での広域化の機運が高まった場合は、組合せや方針が具体化した段階で広域化重点地域として指定することとします。

○人吉球磨地域 指定日：令和 4 年（2022 年）10 月 31 日

消防本部	広域化対象市町村
人吉下球磨消防本部	人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村
上球磨消防本部	多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町

2. 消防の連携・協力の推進

消防業務の一部について、複数の消防本部の間で業務分野ごとに連携・協力を図りスケールメリットを生かすことで、より効率的かつ効果的な消防力の強化につながります。

消防の広域化は消防力の維持・強化に当たって最も有効な方策ですが、給与の統一など調整を要する事項も多いことから、その実現には時間をおきます。早期に一定の消防力強化を進めるためには、連携・協力の取組みは有効であり、更に将来の消防の広域化の機運醸成へつながるものもあります。

消防の業務分野は多岐にわたりますが、そのうち、より運営面や財政面で効果が高いと思われる「高機能消防指令センターの共同運用（以下「消防指令の共同運用」という。）」及び「消防用車両・消防署所の共同整備・運用」について、推進計画に位置付けて取組みを推進します。

(1) 消防指令の共同運用

消防指令センターは、現在、各消防本部単位で整備され、通信指令員を配置して運営されていますが、指令台や無線通信設備の整備及び維持に多額の経費を要し、通信指令員の確保に苦慮している状況です。

消防指令の共同運用を行うことにより、整備経費や維持費の削減効果が見込まれるほか、通信指令員の配置転換による現場要員の増強にもつながります。また、現場に最先着できる隊に自動で出動指令を行ういわゆる「直近指令」や出動可能な隊がなくなった場合に消防指令センターを共同運用している他消防本部の隊に自動で出動指令を行ういわゆる「ゼロ隊運用」といった高度な指令形態を導入することにより、効率的な出動態勢につながります。

さらに、大規模災害時においては、従来からの消防相互応援協定による広域応援よりも迅速な対応が可能となり、熊本地震における益城町及び西原村への熊本市域からの出動態勢に見られたような初動対応の充実も見込まれます。

そのため、消防指令の共同運用の実現に向けた取組みを進め、スケールメリットを追求するために全県一区での運用体制を目指します。ただし、各消防本部で消防指令の更新時期も異なるため、最終的な運用形態に向け、段階的な体制整備についての検討も必要です。

(2) 消防用車両及び消防署所の共同整備と運用

消防用車両については、はしご自動車のように出動頻度は高くないものの、高額の導入費用や維持管理経費を要する車両があります。このような車両を、一定の圏域内において共同で整備し、その圏域内での事案に対して出動することで、車両の購入費や維持管理費を軽減することができます。

消防署所については、消防本部の管轄の境界域付近において、隣接する消防本部がそれぞれ署所を配置しているケースがあり、地域によっては、隣接の消防本部の署所からの方が、距離が近いものもあります。また、生活圏や医療機関の配置状況などから、署所を共同で設置することで、効果的・効率的に境界付近の消防力を確保することができる可能性もあると考えます。

そのため、消防用車両及び消防署所の共同整備と運用について、各消防本部の状況なども勘案しながら、個別に検討を進めます。

(3) 連携・協力対象市町村の指定

ア. 消防指令の共同運用

全県一区での消防指令の共同運用を目指すこととし、県内全ての市町村（全ての消防本部）を対象とします。

なお、全県一区以外での消防指令の共同運用の機運が高まった場合は、当該市町村（該当する消防本部）を連携・協力対象市町村の組合せとして指定し、取組みを進めます。

○人吉球磨地域 指定日：令和4年（2022年）10月31日

消防本部	連携・協力対象市町村
人吉下球磨消防本部	人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村
上球磨消防本部	多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町

イ. 消防用車両及び消防署所の共同整備と運用

消防用車両及び消防署所の共同整備と運用に当たっては、車両及び施設の運用方針や更新時期などが各消防本部で異なり、消防本部間の調整により枠組み等も検討する必要もあることから、組合せに柔軟に対応するため、県内全ての市町村（全ての消防本部）を対象とします。

なお、消防用車両及び消防署所の共同整備の機運が高まった場合は、当該市町村（該当する消防本部）を連携・協力対象市町村の組合せとして指定し、取組みを進めます。

○人吉球磨地域（消防署所の共同整備） 指定日：令和4年（2022年）10月31日

消防本部	連携・協力対象市町村
人吉下球磨消防本部	人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村
上球磨消防本部	多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町

第五章 消防力強化を推進するために必要な措置に関する事項

熊本県消防力強化推進計画に基づく取組みを進めるため、県として次のような体制等の整備を行います。

1. 消防力強化を推進するための体制の整備

市町村間の調整や相談対応の充実を図るために、市町村や消防、医療機関、住民の代表者、学識関係者で構成する「熊本県消防力強化推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置し、市町村の協議を支援します。

また、県、市町村、消防本部の実務者レベルで構成する「連携・協力推進検討会」と「広域化検討会」を組織し、研究や検討を行います。

2. 住民及び関係者に対する情報提供、啓発等

県民、及び消防団、自主防災組織などの関係者に対しては、消防の広域化及び連携・協力が具体化するまでの間、消防力強化の必要性や理解の促進のための情報提供や啓発活動を行います。

また、第四章に掲げた取組みが具体化した段階では、各取組みのメリットやデメリットなども含めた、より具体的な広報を行います。

3. 各市町村への情報提供、相談対応体制の確保等

消防力強化の実現のためには、県として今後も幅広く関わり、市町村による協議等へ積極的に参画していくとともに、推進委員会とも連携し必要な支援を行います。

国の支援策の充実及び財源の確保については、引き続き国に要請していきます。

4. 関係市町村間の協議の積極的な推奨、仲介、調整等

広域化対象市町村及び連携・協力対象市町村の全部又は一部から求めがあったときは、法第33条第4項に基づき、市町村相互間における必要な調整を行うものとします。

この調整とは、消防力強化に関する事項についての幅広い仲介、連絡調整等を指すものであり、関係市町村の合意形成のために積極的に調整を行うものとします。

なお、この協議を通じ、本計画の変更の必要性が生じた場合には、法の手続きに基づき、あらかじめ関係市町村の意見を聴いたうえで改正を行うこととします。

5. 消防力強化に関する調査研究

全国の先行事例の調査や、広域化及び連携・協力を実施した場合のメリット・デメリット、財政試算等、市町村及び消防本部における協議や検討に必要な情報を提供するなど、広域化及び連携・協力に関する調査研究に取り組みます。

第六章 消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項

1. 消防の体制整備の要点

市町村の消防の広域化が行われた後に、その効果を十分に発揮することができるよう、一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。

また、住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務はこれまでどおり消防署長の事務とすることも有効です。

さらに、消防指令の共同運用に当たっては、指令管制を行う面積がこれまでより広大となるため、指令センターと消防署間の連絡調整、災害防御活動の指揮、統制、管理の円滑かつ適正な執行を確保するため、各消防本部の出動計画の調整、速やかな現場到着を図るための体制や指令管制機器等の整備などが必要となります。

2. 構成市町村等間の関係

市町村の消防の広域化は、主に一部事務組合や広域連合（以下「組合」という。）、事務委託により行われています。また、消防指令の共同運用は、主に協議会方式や事務委託により行われていますが、この他にも、連携協約、機関等の共同設置、事務の代替執行が考えられます。

それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受委託市町村（以下「構成市町村等」という。）の意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を、市町村の協議により選択することが必要となります。

3. 消防の体制の整備のために考えられる方策

消防力強化の取組み後の消防の円滑な運営を確保するための方策としては、例えば、以下のようないくつかの事項について、市町村間で十分協議のうえ、規約、規程等において定めることが有効です。

(1) 組合の方式による場合

- ①経常的経費及び投資的経費それぞれについての構成市町村等ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的なルール
- ②職員の任用（派遣）、給与、教育訓練等に関する計画
- ③中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画
- ④部隊運用、指令管制等に関する計画
- ⑤災害時等に構成市町村等の長と消防長、消防署長及び消防団長とが緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画
- ⑥構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ⑦運営に関し、構成市町村及び住民の意見を反映できる仕組み

(2) 事務委託の方式による場合

- ①委託料に係る基本的なルール

- ②中長期的な整備費用の見通しを含めた消防力の整備計画
- ③災害時等に受託市町村の長と消防団長が、消防長、消防署長と緊密に連携することができるよう、相互連絡、情報共有等に関する計画
- ④構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村等間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み
- ⑤消防事務の運営に関し、構成市町村及び住民の意見を反映できる仕組み

また、現場の消防職員にも情報を開示し、意見が反映できるよう十分配慮する必要があります。

第七章 市町村の消防防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項

1. 消防団との連携の確保

法に基づき推進する消防の広域化の対象は常備消防（消防本部）とされており、消防団は従来どおり一市町村に一団を置くことになりますが、広域化後の消防本部は現行より広範囲を管轄することになるため、地域の実情に応じて消防団との密接な連携の確保を図ることがこれまでにも増して必要となります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- ①常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整
- ②構成市町村等の消防団と当該区域に存する消防署所との連携確保のための、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催
- ③常備消防と消防団との連絡通信手段の確保
- ④平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練の実施
- ⑤自主防災組織による避難体制づくり、女性消防団員や女性防火クラブを活用した火災予防の普及啓発等消防団や各種団体と連携し地域に根ざした取組みの推進

2. 市町村防災・国民保護担当部局との連携の確保

市町村の防災や国民保護業務は、住民の安全・安心の確保という最も基本的かつ重要な業務であり、また、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、地域の実情に応じて広域化後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。具体的には次のような方策が考えられます。

- ①各構成市町村等の長及び防災担当幹部並びに消防長及び消防署長による協議会の設置
- ②各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための定例的な連絡会議の開催、各市町村の災害対策本部への各消防署所の消防職員の派遣等
- ③防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流
- ④総合的な合同防災訓練の実施
- ⑤防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化

3. 医療提供体制との連携の確保

消防の救急搬送業務においては、管内の救急医療機関との連携や調整が必要となります。広域化後の消防本部は現行より広範囲を管轄することになるため、これまでにも増して救急医療機関と連携した救急活動を図っていくことが重要になります。

具体的には次のような方策が考えられます。

- ①地域メディカルコントロール体制⁵（協議会）の再整備及び充実
- ②搬送基準の再整備及び充実
- ③救急救命士再教育や気管挿管認定資格習得と絡めた病院実習の充実
- ④救急搬送活動に資する ICT 機器やシステムの導入

以上のように、常備消防の広域化に当たっては、消防団や防火・防災関係団体（女性防火クラブ・自主防災組織等）、医療機関、市町村との連携をこれまで以上に強化し、常備消防のみならず地域全体としての防災力を向上させていくことが重要です。

また、地域に密着した消防力を確保するためにも、常備消防とそれぞれの機関の役割分担も考慮することが必要となります。

⁵ メディカルコントロール体制とは、医学的観点から救急救命士を含む救急隊員が行う応急処置等を医療関係者がサポートする仕組み。

図 1

消防本部組織の変遷

熊本	S23. 4. 1 熊本市消防本部 (熊本市)	S26. 4. 12 熊本市消防局 (名称変更)	S28. 11. 25 熊本市消防本部 (名称変更)	S39. 10. 1 熊本市消防局 (名称変更)	S59. 4. 1 熊本市消防局 (飽託4町受託)	H3. 2. 1 熊本市消防局 (飽託4町合併)	H26. 4. 1 熊本市消防局 (益城町・西原村受託、旧富合町・旧城南町編入)	H27. 4. 1 熊本市消防局 (旧植木町編入)
宇城			S42. 4. 1 宇土市消防本部 (宇土市)	S49. 4. 1 宇城広域消防衛生施設組合 (宇城10市町村)			H19. 4. 1 宇城広域連合 (組織変更)	H26. 4. 1 宇城広域連合 (宇土市、宇城市、美里町)
鹿本			S40. 4. 1 山鹿市消防本部 (山鹿市)	S48. 4. 1 山鹿鹿本広域行政事務組合 (鹿本6市町)			H17. 1. 15 山鹿植木広域行政事務組合 (名称変更)	H27. 4. 1 山鹿市消防本部 (山鹿市)
球磨	S27. 7. 28 人吉市消防本部 (人吉市)		S49. 4. 1 人吉下球磨消防組合 (下球磨6市町村)	S49. 4. 1 上球磨消防組合 (上中球磨8町村)				
菊池		S42. 4. 1 菊池市消防本部 (菊池市)	S59. 4. 1 菊池広域行政事務組合 (菊池市、七城、旭志)				H17. 2. 1 菊池広域連合 (菊池8市町村)	
		S46. 4. 1 菊池西部地区消防組合 (泗水・合志・西合志)				H6. 4. 1 菊池消防組合		
			S47. 4. 1 大津町外二か町消防組合 (大津町・菊陽町・益城町)	S54. 4. 1 高遊原消防組合 (大津町・菊陽町・益城町)	H2. 4. 1 菊池南部消防組合 (大津町・菊陽町・泗水町・合志町・西合志町)			
						H2. 4. 1 高遊原南消防組合 (益城町・西原村)		
上益城			S49. 4. 1 上益城消防組合 (上益城5町村)					
阿蘇		S46. 4. 1 阿蘇中部消防組合 (阿蘇町・一の宮町・産山村・波野村)	S55. 4. 1 阿蘇広域消防組合 (西原を除く阿蘇11町村)	S63. 4. 1 阿蘇広域行政事務組合 (組織変更)				
八代	S28. 5. 1 八代市消防本部 (八代市)	S48. 4. 1 八代消防組合	S51. 7. 1 八代広域行政事務組合 (八代8市町村)	(組織変更)				
玉名	S26. 1. 1 荒尾市消防本部 (荒尾市)		S47. 4. 1 有明消防組合 (玉名10市町)			H6. 4. 1 有明広域行政事務組合 (組織変更)		
芦北	S27. 10. 1 水俣市消防本部 (水俣市)		S52. 4. 1 水俣芦北消防組合 (水俣芦北4市町)		H7. 10. 1 水俣芦北広域行政事務組合 (組織変更)			
天草	S29. 4. 1 本渡市消防本部 (本渡市)	S46. 4. 1 本渡地区消防組合 (本渡市・有明町・新和町・五和町)	S48. 4. 1 天草消防組合 (天草15市町)			H13. 7. 1 天草広域連合 (組織変更)		
	S39. 4. 1 牛深市消防本部 (牛深市)							

表1

消防本部の概要

(平成31年4月1日現在)

消防本部名	市町村数	構成市町村名	消防本部設置年月日(※1)	管轄人口(※2) 人	管轄面積(※3) km ²	署所数(※4)	職員数(※4) 人	職員1人あたり		署所あたり	
								人口 人	面積 km ²	人口 人	面積 km ²
熊本市消防局	3	熊本市、益城町、西原村 ※益城町、西原村は委託町村	S.23.4.1	776,654	533.22	23	803	967	0.66	33,768	23.2
山鹿市消防本部	1	山鹿市	S.48.4.1	50,049	299.69	3	78	642	3.84	16,683	99.9
人吉下球磨消防組合消防本部	6	人吉市、錦町、相良村、五木村、山江村、球磨村	S.49.4.1	54,234	971.82	5	109	498	8.92	10,847	194.4
上益城消防組合消防本部	4	御船町、嘉島町、甲佐町、山都町	S.49.4.1	49,697	718.28	3	86	578	8.35	16,566	239.4
上球磨消防組合消防本部	4	多良木町、湯前町、水上村、あさぎり町	S.49.4.1	29,718	564.75	2	63	472	8.96	14,859	282.4
八代広域行政事務組合消防本部	2	八代市、氷川町	S.48.4.1 (S.51.7.1)	135,446	714.72	7	233	581	3.07	19,349	102.1
阿蘇広域行政事務組合消防本部	6	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村	S.55.4.1 (S.63.4.1)	53,766	1,002.33	5	129	417	7.77	10,753	200.5
有明広域行政事務組合消防本部	6	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町	S.47.4.1 (H.6.4.1)	155,860	421.43	10	207	753	2.04	15,586	42.1
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	3	水俣市、芦北町、津奈木町	S.52.4.1 (H.7.10.1)	44,714	431.36	2	78	573	5.53	22,357	215.7
宇城広域連合消防本部	3	宇土市、宇城市、美里町	S.49.4.1 (H.19.4.1)	103,806	406.91	7	150	692	2.71	14,829	58.1
菊池広域連合消防本部	4	菊池市、合志市、大津町、菊陽町	H.17.2.1	184,878	466.60	4	195	948	2.39	46,220	116.7
天草広域連合消防本部	3	上天草市、天草市、苓北町	S.48.4.1 (H.13.7.1)	109,400	878.26	13	211	518	4.16	8,415	67.6
12消防本部	45	市町村		1,748,222	7,409.37	84	2,342	746	3.16	20,812	88.2

※1消防本部設置年月日は、広域消防組合等の設置年月日(カッコ書きは広域行政事務組合・広域連合への組織変更年月日)

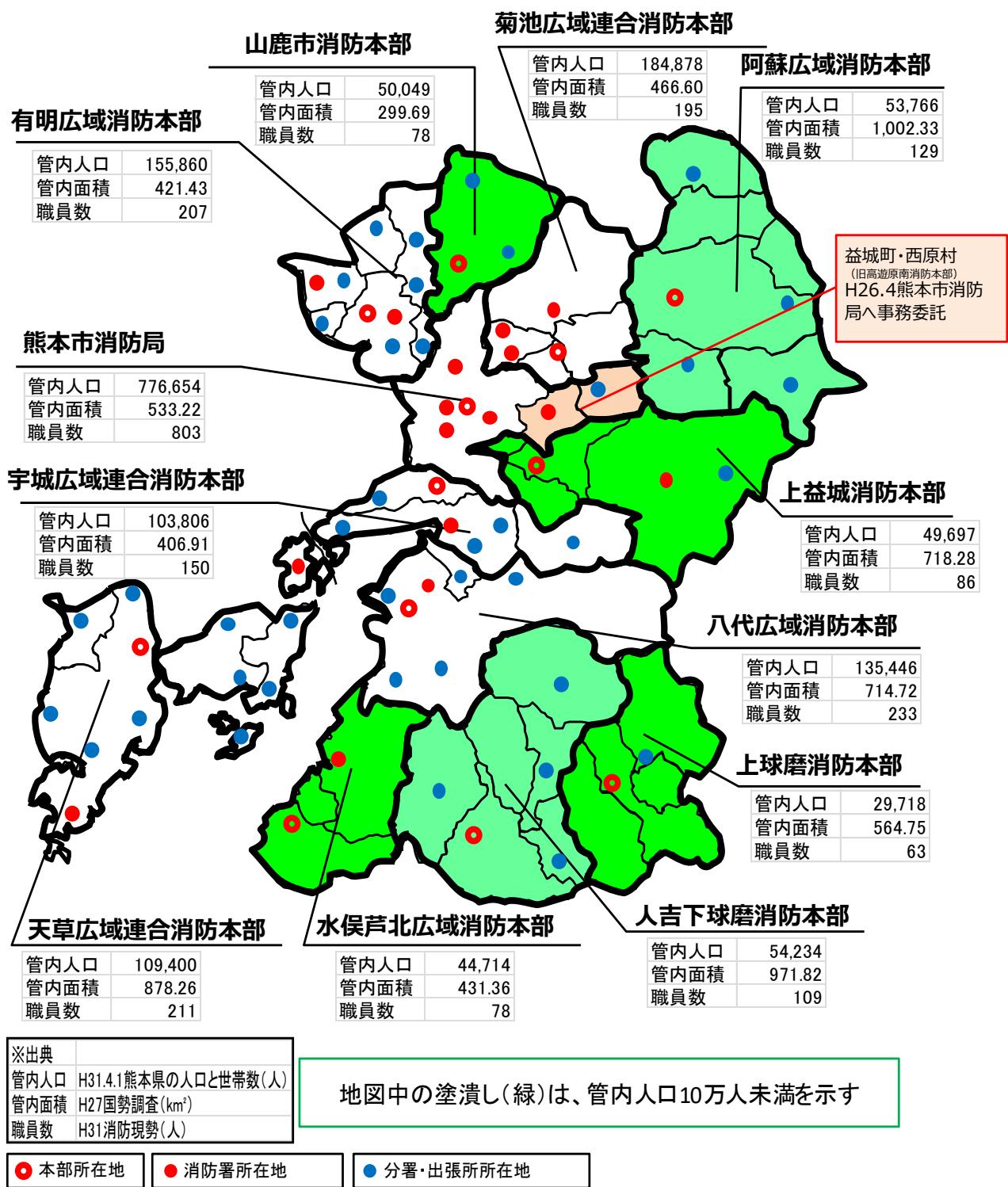
※2出典:平成31年・令和元年(2019年) 熊本県の人口と世帯数(平成31年4月1日現在)(熊本県企画振興部統計調査課)

※3出典:平成27年国勢調査

※4出典:消防現勢(平成31年4月1日現在)

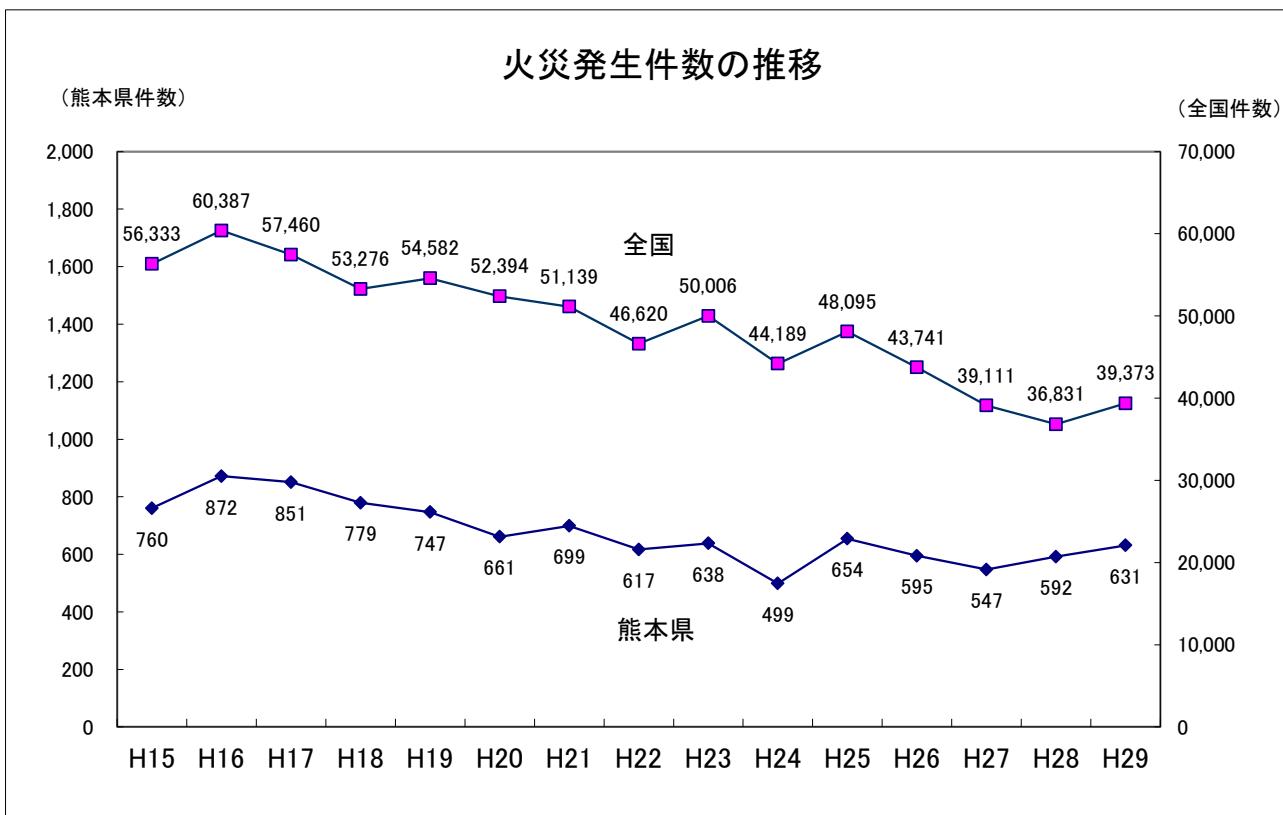
図2

消防本部管轄区域図（H31.4.1 現在）



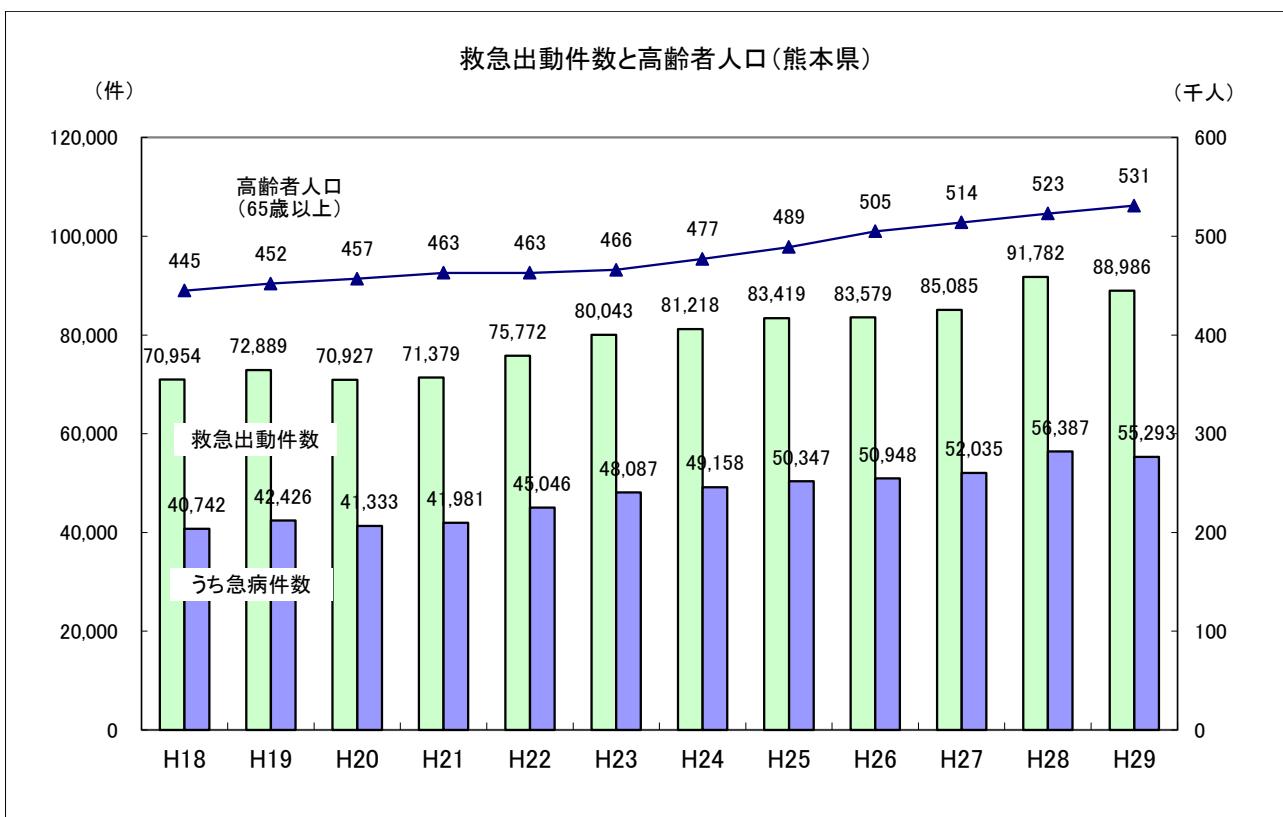
※消防本部には消防署が併設されている（有明広域のみ分署相当）。
※熊本市内は、分署を除き消防署のみ表示している。

図 3



※出典:消防組織法第40条に基づく「火災報告取扱要領により市町村から報告される火災統計

図 4



※出典:救急業務実施状況調、総務省統計局「国勢調査」、「推計人口」

※平成29年の「救急出動件数」、「うち急病件数」は速報値

表2

消防力の整備指針に基づく基準と現有状況

1 消防署所、消防職員及び消防ポンプ自動車の充足状況

(基準日は下記注釈のとおり)

消防本部名	消防署(分署・出張所)			消防職員			消防ポンプ自動車		
	算定数 (所)	現有数 (所)	比率 (%)	算定数 (人)	現有人員数 (人)	比率 (%)	算定台数 (台)	現有台数 (台)	比率 (%)
熊本市消防局	23	23	100.0	913	797	87.3	22	20	90.9
山鹿市消防本部	3	3	100.0	129	81	62.8	5	5	100.0
人吉下球磨消防組合消防本部	5	5	100.0	153	109	71.2	7	7	100.0
上益城消防組合消防本部	3	3	100.0	160	89	55.6	4	4	100.0
上球磨消防組合消防本部	2	2	100.0	79	63	79.7	3	3	100.0
八代広域行政事務組合消防本部	6	6	100.0	345	224	64.9	9	9	100.0
阿蘇広域行政事務組合消防本部	5	5	100.0	134	121	90.3	5	5	100.0
有明広域行政事務組合消防本部	10	10	100.0	269	203	75.5	12	12	100.0
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	2	2	100.0	138	68	49.3	4	4	100.0
宇城広域連合消防本部	7	7	100.0	209	150	71.8	8	8	100.0
菊池広域連合消防本部	5	4	80.0	309	185	59.9	6	5	83.3
天草広域連合消防本部	13	13	100.0	350	219	62.6	10	10	100.0
県合計	84	83	98.8	3,188	2,309	72.4	95	92	96.8
全国						77.4			93.3

※出典(算定数)：平成27年度消防施設整備計画実態調査(調査基準日H27.4.1 3年毎実施)

※出典(現有数)：消防力カード(調査基準日H30.4.1)

消防力の整備指針に基づく基準と現有状況

2 はしご自動車、化学消防車、救急自動車、救助工作車の充足状況

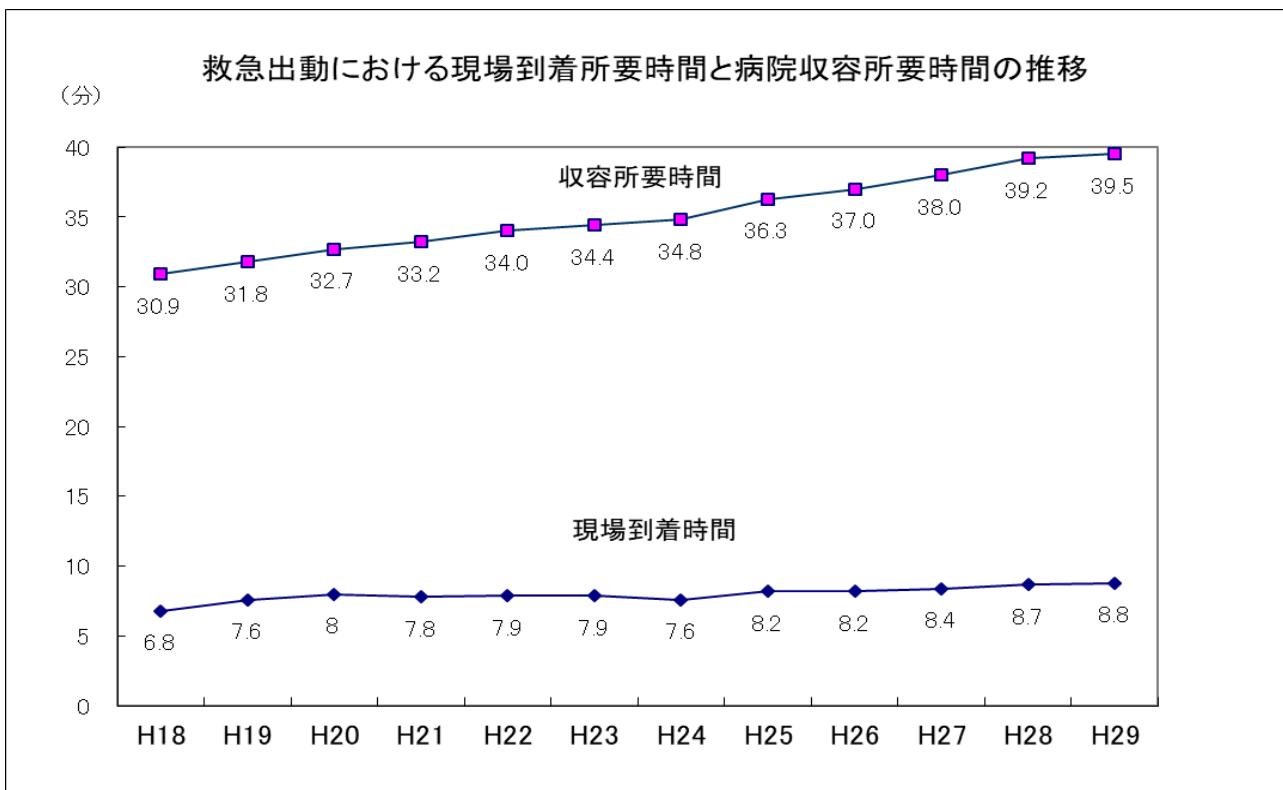
(基準日は下記注釈のとおり)

消防本部名	はしご自動車			化学消防車			救急自動車			救助工作車			
	算定台数 (台)	現有台数 (台)	比率 (%)	算定台数 (台)	現有台数 (台)	比率 (%)	算定台数 (台)	現有台数 (台)	うち救命土乗車 (台)	比率 (%)	算定台数 (台)	現有台数 (台)	比率 (%)
熊本市消防局	5	5	100.0	1	1	100.0	25	25	25	100.0	5	5	100.0
山鹿市消防本部	1	1	100.0	1	1	100.0	4	4	4	100.0	1	1	100.0
人吉下球磨消防組合消防本部	1	1	100.0	1	1	100.0	6	6	6	100.0	1	1	100.0
上益城消防組合消防本部	2	0	0.0	1	1	100.0	4	4	4	100.0	1	1	100.0
上球磨消防組合消防本部	0	0	-	0	0	-	3	3	3	100.0	1	1	100.0
八代広域行政事務組合消防本部	1	1	100.0	2	1	50.0	8	8	8	100.0	2	2	100.0
阿蘇広域行政事務組合消防本部	1	1	100.0	1	1	100.0	5	5	3	100.0	1	1	100.0
有明広域行政事務組合消防本部	2	2	100.0	2	0	0.0	10	10	10	100.0	2	2	100.0
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	1	1	100.0	2	1	50.0	4	3	3	75.0	2	2	100.0
宇城広域連合消防本部	1	1	100.0	1	1	100.0	9	9	9	100.0	2	2	100.0
菊池広域連合消防本部	2	2	100.0	1	3	300.0	9	9	9	100.0	3	3	100.0
天草広域連合消防本部	2	2	100.0	2	2	100.0	14	14	14	100.0	2	1	50.0
県合計	19	17	89.5	15	13	86.7	101	100	98	99.0	23	22	95.7
全国			86.4			85.7				94.3			91.2

※出典(算定数)：平成27年度消防施設整備計画実態調査(調査基準日H27.4.1 3年毎実施)

※出典(現有数)：消防力カード(調査基準日H30.4.1)

図 5

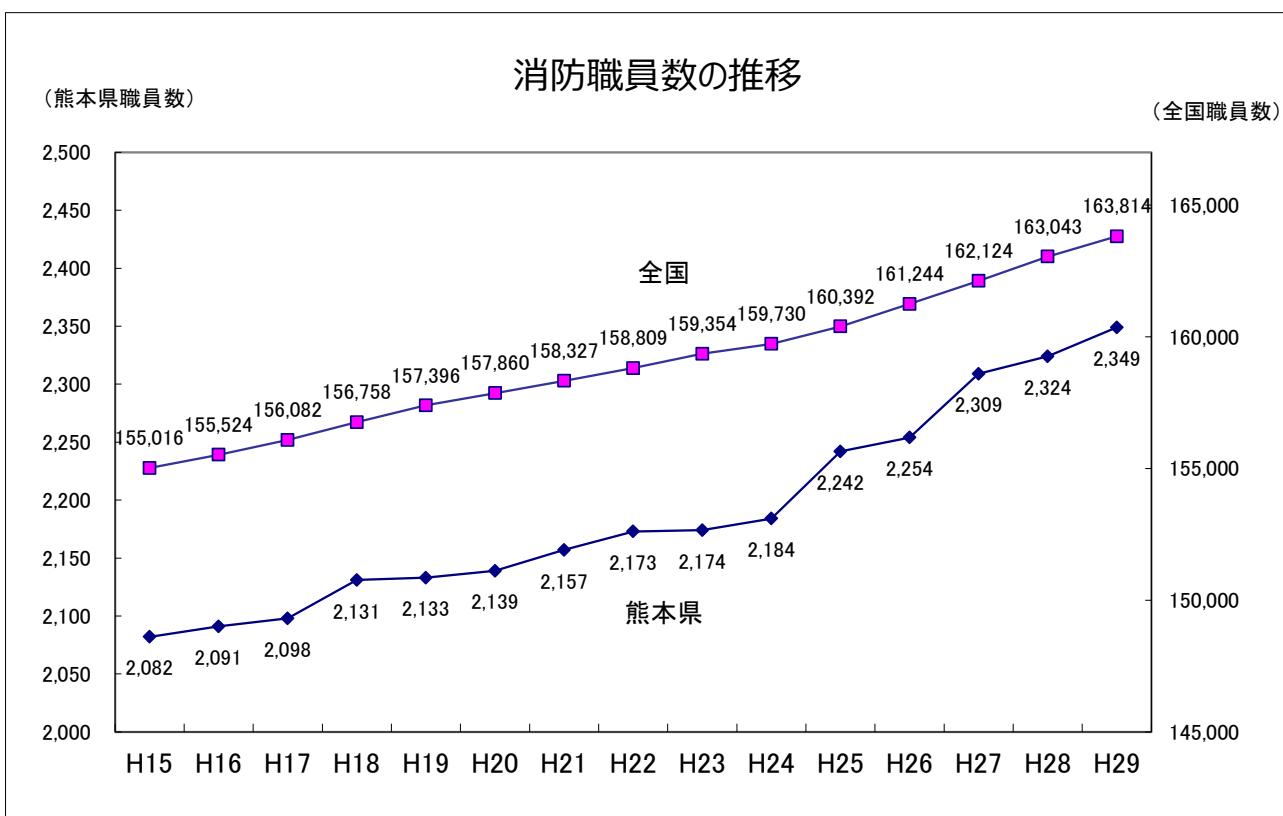


※出典: 救急・救助の現況

※現場到着所要時間 入電から現場到着までに要した平均時間

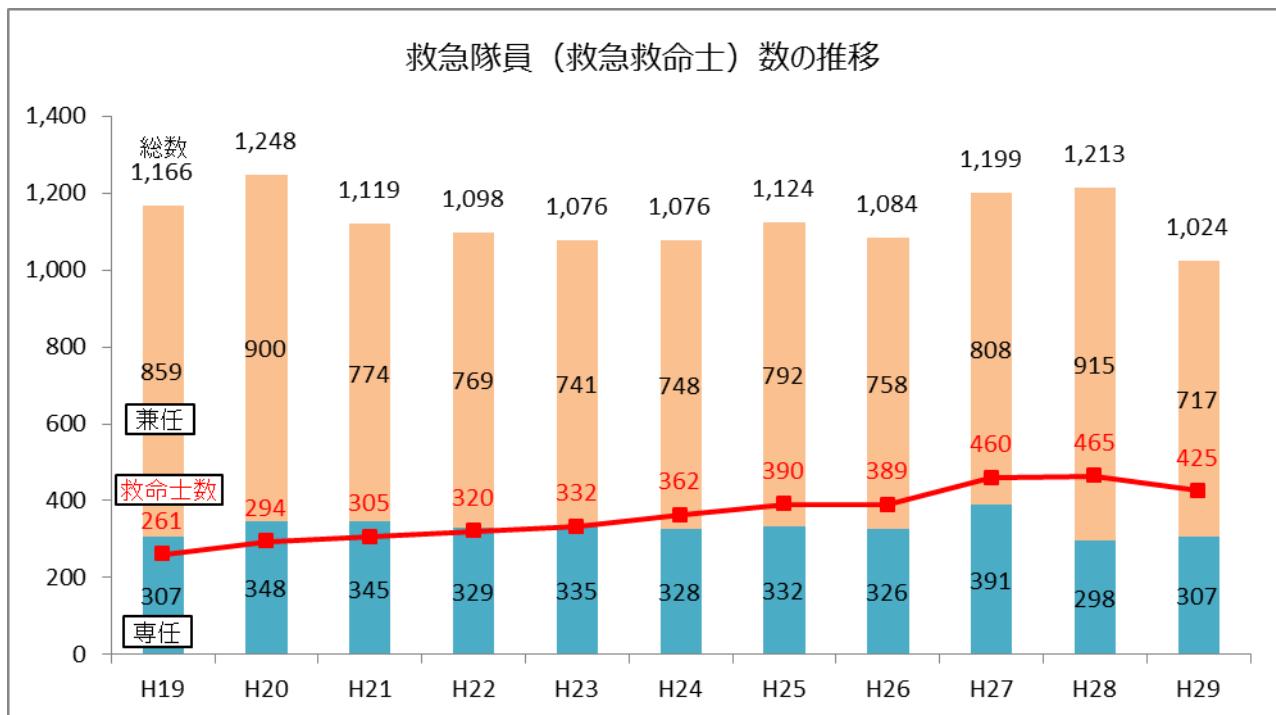
※収容所要時間 入電から病院等に収容するのに要した平均時間

図 6



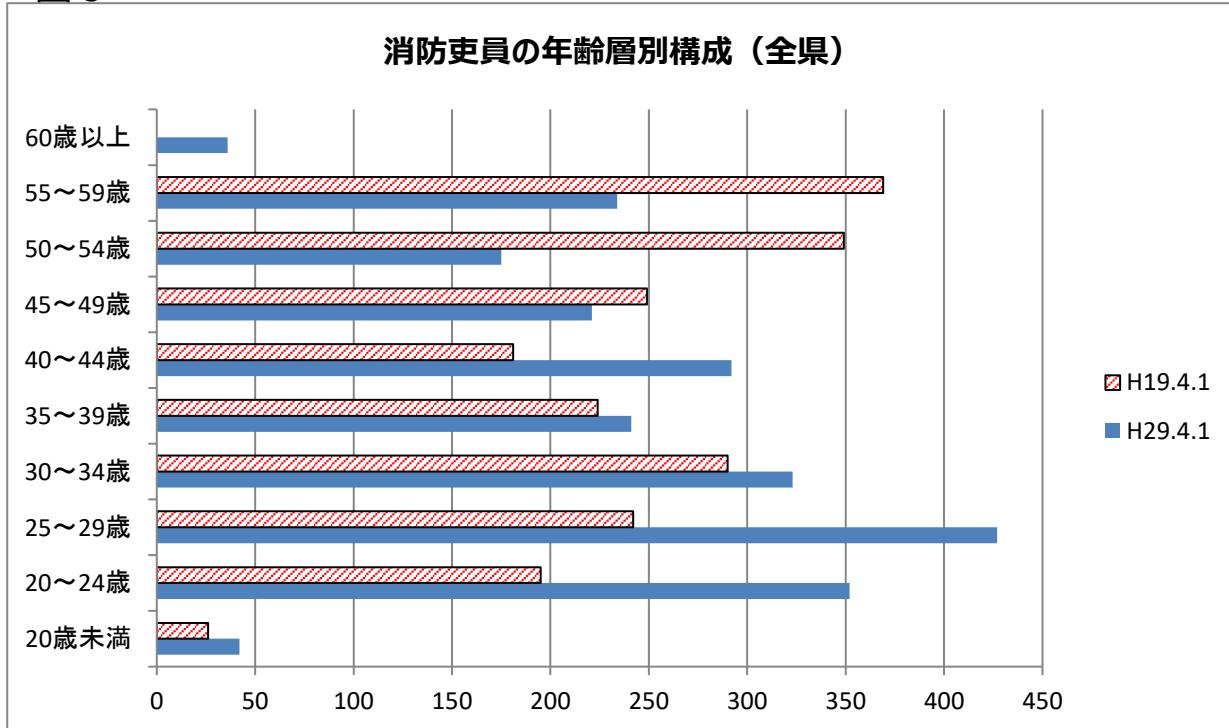
※出典: 消防防災・震災対策現況調査

図 7



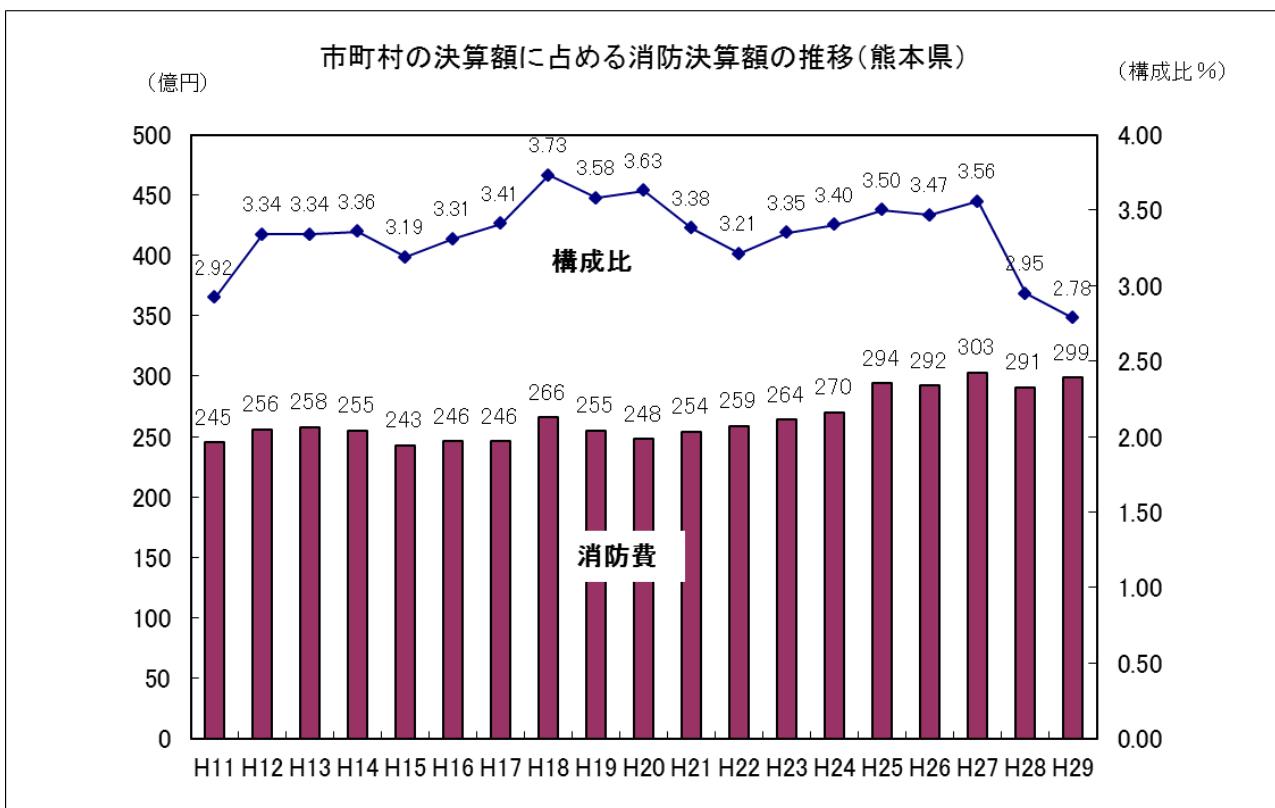
※出典：救急・救助統計 ※「救命士数」は、有資格者のうち救急業務に従事している救急救命士の数を表示

図 8



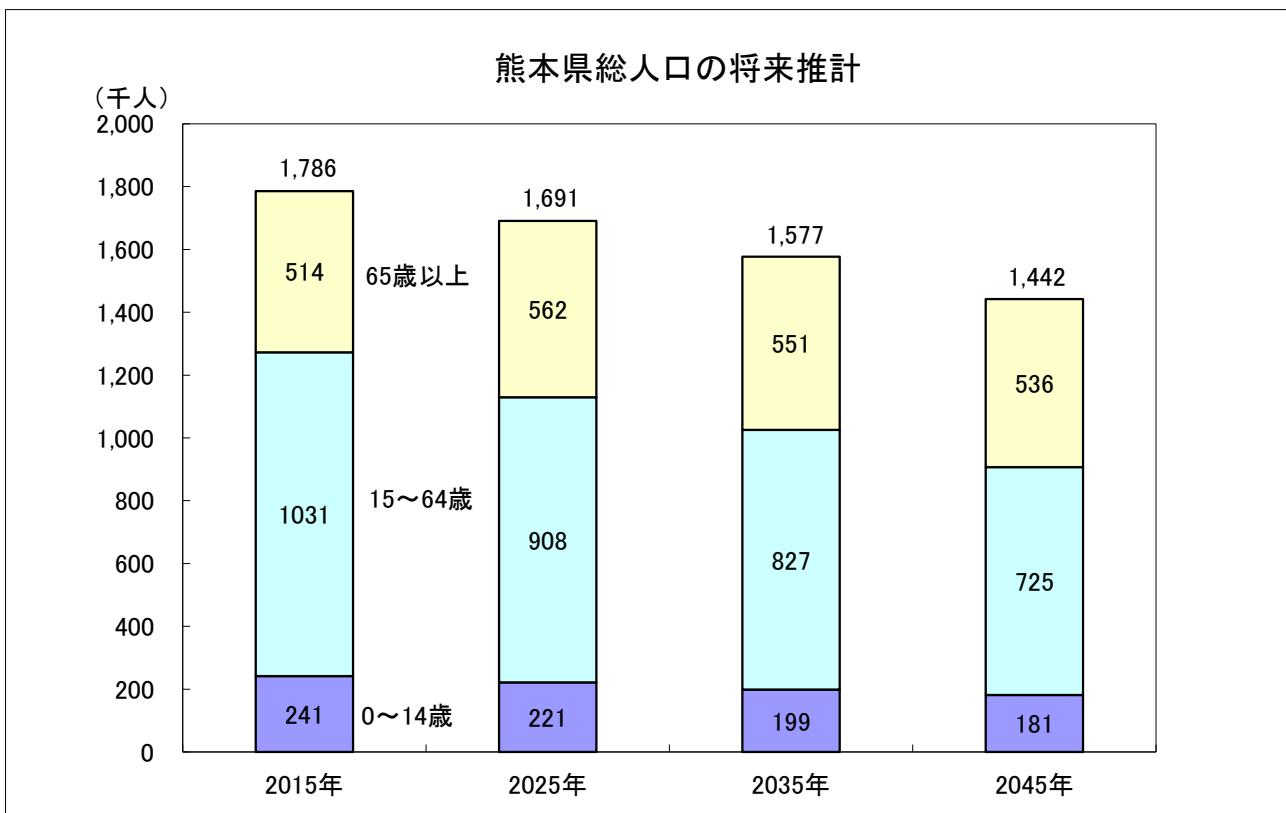
※出典：消防防災・震災対策現況調査

図9



※出典:地方財政状況調査

図10



※出典:『日本の地域別将来推計人口』(平成30(2018)年推計)

表3

消防本部別将来推計人口(全年齢層)

(単位:人)

	2015年 (平成27年)	2020年 (平成32年)	2025年 (平成37年)	2030年 (平成42年)	2035年 (平成47年)	2040年 (平成52年)	2045年 (平成57年)	2015年比
熊本市消防局	781,235	781,592	777,580	769,967	758,960	743,320	723,886	92.7%
山鹿市消防本部	52,264	49,150	45,973	42,836	39,776	36,690	33,609	64.3%
人吉下球磨消防組合消防本部	57,289	53,413	49,476	45,624	41,938	38,285	34,714	60.6%
上益城消防組合消防本部	52,157	49,122	46,155	43,222	40,387	37,555	34,751	66.6%
上球磨消防組合消防本部	31,531	28,923	26,330	23,809	21,446	19,149	16,920	53.7%
八代広域行政事務組合消防本部	139,466	132,962	126,203	119,361	112,473	105,614	98,962	71.0%
阿蘇広域行政事務組合消防本部	57,591	54,129	50,491	46,967	43,617	40,238	36,800	63.9%
有明広域行政事務組合消防本部	161,320	152,904	144,045	135,123	126,180	117,126	108,237	67.1%
水俣芦北広域行政事務組合消防本部	47,745	44,045	40,299	36,662	33,166	29,795	26,540	55.6%
宇城広域連合消防本部	107,115	102,681	97,881	92,917	87,931	82,862	77,674	72.5%
菊池広域連合消防本部	180,973	185,886	189,267	191,244	191,852	190,829	188,528	104.2%
天草広域連合消防本部	117,484	107,466	97,614	88,169	79,099	70,330	61,821	52.6%
県合計	1,786,170	1,742,273	1,691,314	1,635,901	1,576,825	1,511,793	1,442,442	80.8%

※出典:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

※益城町、西原村の人口は熊本市消防局に計上

※色つき(網掛け)箇所は、管轄人口10万人未満の小規模消防本部

資料1

推進計画（方針案）の意見照会の回答結果（平成31年（2019年）2月実施）

1. 設問

(1) 消防の広域化

① 県下一本部体制

・県内全ての消防本部を一元化する「県下一本部体制」を、将来目指すべき姿として位置づける。

② 小規模消防本部を軸とした広域化

・「県下一本部体制」を実現するまでの間、小規模消防本部の消防力の維持・強化のため、隣接する消防本部との広域化について検討する。

(2) 消防の連携・協力

① 消防指令の共同運用

・各消防本部において整備及び維持、通信指令要員の確保の負担が大きい消防指令（いわゆる119番通報）の共同運用について、全県一区での運用を目指す。

② 車両・署所の共同整備・共同運用

・高額な消防車両の共同運用や管轄境界付近における消防署所の共同設置などについて、各消防本部の整備状況や計画、意向等を勘査しながら、個別に検討を進める。

2. 回答結果

分類	選択肢	1. 消防の広域化		2. 消防の連携・協力	
		(1) 県下一本部体制	(2) 小規模消防本部	(1) 消防指令	(2) 車両・署所
消防本部	必要である	10	83.3%	7	58.3%
	必要ない			1	8.3%
	どちらでもない	2	16.7%	3	25.0%
	無回答				
市町村	必要である	24	53.3%	22	48.9%
	必要ない	5	11.1%	5	11.1%
	どちらでもない	14	31.1%	16	35.6%
	無回答	2	4.4%	2	4.4%
合計	必要である	34	59.6%	29	50.9%
	必要ない	5	8.8%	7	12.3%
	どちらでもない	16	28.1%	19	33.3%
	無回答	2	3.5%	2	3.5%

